児童手当制度のご案内

■　**制度の目的**

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

■　**支給対象**

中学校卒業まで（１５歳の誕生日後の最初の３月３１日まで）の国内に住んでいる児童を養育している方に支給します。

■　**支給額**

児童の年齢		児童手当の額（１人当たり月額）
３歳未満		一律　１５，０００円
３歳以上小学校修了前	第１、２子	１０，０００円
	第３子以降	１５，０００円
中学生		一律　１０，０００円
所得制限限度額以上、所得上限限度額未満（特例給付）		年齢関係なく　一律５，０００円

※「第３子以降」とは、高校卒業まで（１８歳の誕生日後の最初の３月３１日まで）の養育をしている児童のうち、３番目以降をいいます。

◇所得制限限度額・所得上限限度額の基準額は次のとおりです。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
０人	６２２	８３３．３	８５８	１，０７１
１人	６６０	８７５．６	８９６	１，１２４
２人	６９８	９１７．８	９３４	１，１６２
３人	７３６	９６０．０	９７２	１，２００
４人	７７４	１，００２	１，０１０	１，２３８
５人	８１２	１，０４０	１，０４８	１，２７６

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますのでご注意ください。

※所得の申告がお済でない方は、必ず申告を済ませてください。

※令和４年１０月支給分から、②所得上限限度額以上の方への児童手当の支給はありません。

■　**支給時期**

原則として、毎月６月、１０月、２月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■　**手続きの方法**

◇はじめに行うこと･･･認定請求

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入したときは、岡谷市役所（２階）子ども課窓口で児童手当の申請（認定請求）の手続きをしてください。

（公務員の方は勤務先に申請してください）

原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請は早めにお願いします。

※申請者は養育している父又は母のうち、生計の中心者の方です。

【認定請求に必要な書類】

〇申請者名義の金融機関の口座番号がわかるもの（通帳又はキャッシュカード）

〇申請者・配偶者の個人番号のわかるもの（マイナンバーカード又は通知カード）

〇その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

◇１５日特例

〇児童手当は原則、申請した月の翌月分から支給されます。

※申請日が出生日・前住所地での転出予定日の翌月になった場合でも、出生日・住所地での転出予定日から１５日以内に申請すれば、申請月から支給されます。

◇申請に関すること

下記に該当される方は、必要に応じて提出する書類がありますので、担当までお問い合せください。

〇単身赴任などで支給対象児童と国内で別居されている場合

〇児童が海外へ留学されている場合（一定の要件があります）

〇父母以外の方が、支給対象児童を養育している場合

〇離婚協議中の別居や、家庭状況に特別な事情がある場合

◇その他、届け出が必要な場合

〇他市町村に転出するとき

〇公務員になったとき

〇離婚等により児童を監護しなくなったとき

〇子どもの数が増加または減少したとき

〇住所、氏名が変更したとき

■　現況届について

児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。

※離婚協議中の方等については、毎年６月に現況届を提出する必要があります。

■　その他

・申し出があった方については保育料や、学校給食費などを、児童手当から徴収することができます。

・児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

・児童手当の寄付については担当までお問い合わせください。

〇お問合せ〇　岡谷市役所（２階）子ども課
電話 0266-23-4811〈内線 1261〉